

防衛研究所の業務運営計画に関する達を次のように定める。

平成21年7月1日

防衛研究所長 新保 雅俊

防衛研究所の業務運営計画に関する達

改正 平成23年 9月 1日防衛研究所達第5号

平成27年 4月10日防衛研究所達第1号

防衛研究所の業務計画等に関する達（平成11年防衛研究所達第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、防衛研究所における業務運営計画の作成等について必要な事項を定めるものとする。

（業務運営計画）

第2条 業務運営計画は、防衛研究所における業務全般の総合的運営を計画的かつ効果的に実施するため、対象とする年度（以下「対象年度」という。）において実施しようとする主要業務及びその目的、実施要領、経費等の概略を明らかにする。

（所長指示）

第3条 防衛研究所長（以下「所長」という。）は、必要に応じて、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「部長等」という。）に、国の内外の諸情勢及び防衛政策の動向等を踏まえ、業務運営計画の作成に際しての方針とすべき事項を指示する。

（業務運営計画の構成）

第4条 業務運営計画は、次の各号からなる。

- (1) 基本方針
- (2) 主要業務予定
- (3) 細部計画

2 基本方針及び主要業務予定は、対象年度における防衛研究所の業務の指針及び主要な業務予定を記載する。

3 細部計画（別紙様式）は、実施時期、予算額及び参考となる事項を努めて明確かつ詳細に記載する。

（業務運営計画案の作成）

第5条 企画部長は、部長等と調整し、原則として対象年度の前年度1月末日までに業務運営計画案を作成するものとする。

（業務運営計画の作成）

第6条 企画部長は、部長等と調整し、原則として対象年度の予算成立後速やかに前条の業務運営計画案に所要の修正を行い、業務運営計画として所長の承認を得て部長等に通知するものとする。

（業務運営計画の実施）

第7条 部長等は、前条の業務運営計画に対する業務実施の進行の度合い及び業務の推進に重大な影響を与える事項等に配慮して計画の実施に当たるとともに、他の部長等と密接に協力し、業務運営計画の円滑な遂行を図るものとする。

（実施中の修正）

第8条 実施中の業務運営計画に特に重要な修正が生じた場合には、企画部長は、関係部長等と調整して修正案を作成し、所長の承認を得て部長等に通知するものとする。

（雑則）

第9条 この達の実施に関し必要な事項は、企画部長と調整の上、部長等が定めるものとする。

附 則

この達は、平成21年7月1日から施行し、平成21年度以降の年度を対象として作成する業務運営計画から適用する。

附 則（平成23年9月1日防衛研究所達第5号）

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

平成 年度業務運営計画（細部計画）

主要業務の項目	実施時期				予算額 (単位：千円)	実施要領
	1/四	2/四	3/四	4/四		

- 注：1 予算額欄は、「防衛本省歳入歳出予算科目表」の目ごとに記入する。
 2 実施要領欄に総括責任者を記入すること。